

防大訓第1080号
平成21年7月14日

各 部 長
殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

訓練課程における試験の不正行為に対する処置について（通達）

標記について、平成21年9月1日から下記のとおり実施する。

記

- 1 本科学生の訓練課程に関する試験において不正行為を行った者は、該当年度の訓練課程の成績を不可とする。
- 2 試験とは、訓練課程の成績を評定するために訓練部長が定める試験とする。